

令和 6 年度 介護医療院に関する 届出等について

福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当

目次

1 届出提出

2 事故報告等

1 届出提出

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > **高齢者** > 高齢者施設 > 介護医療院
> 介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式 > 変更事項及び提出先のご案内



The screenshot shows the homepage of the Tokyo Metropolitan Government's Welfare Bureau. At the top, there is a navigation bar with a search box and a menu. Below the menu, there is a row of eight icons representing different welfare categories: 福祉保健の基盤づくり (Welfare and Health Foundation Building), 高齢者 (Elderly), 障害者 (Persons with Disabilities), 子供家庭 (Children and Families), 生活の福祉 (Welfare of Life), 医療・保健 (Medical and Health), 健康・安全 (Health and Safety), and 環境・衛生 (Environment and Hygiene). The '高齢者' (Elderly) icon, which depicts an elderly person with a cane, is highlighted with a red rectangular box. Below this row, there is a section titled 'お知らせ' (Notice) with a list of five items: 福祉保健局高齢社会対策部アシスタント職員の募集 (Recruitment of Welfare and Health Bureau Elderly Social Measures Department Assistant Staff), 第36回 東京都障害者総合美術展 <WEB展示> (36th Tokyo Metropolitan Government Persons with Disabilities Comprehensive Art Exhibition <WEB Exhibition>), 感染再拡大に向けた総合的な保健・医療提供体制 (Comprehensive Health and Medical Service Provision System for Infection Recurrence Prevention), 令和3年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査 (Survey on the Actual Status of Passive Smoking Prevention Measures in Restaurants in FY2021), and 保健政策部疾病対策課アシスタント職（一般業務）の募集 (Recruitment of Assistant Staff (General Duties) of the Disease Control Section, Health Policy Department). To the right of the 'お知らせ' section, there is a sidebar with two banners: '旬な福祉・保健・医療情報はこちら' (Seasonal Welfare, Health, and Medical Information is Here) with a '月刊 福祉保健' (Monthly Welfare and Health) banner, and 'とうきょう 保育情報' (Tokyo Childcare Information) banner.

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

[東京都福祉局](#) > [高齢者](#) > [高齢者施設](#) > [介護医療院](#)

[> 介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式> 変更事項及び提出先のご案内](#)

[板橋キャンパス再編整備基本構想](#) | [療養病床の再編成](#) | [介護老人保健施設整備資金利子補給金](#) |

[介護保険](#) >

[人材育成促進支援事業](#) | [介護職員の宿舎施設整備支援事業](#) | [介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業](#) |
[次世代介護機器の活用支援事業](#) | [東京都介護サービス情報](#) |
[デジタル機器導入促進支援事業\(旧：ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業\)](#) |
[代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業](#) | [東京都介護人材総合対策検討委員会](#) |
[外国人介護従事者受入れ環境整備等事業](#) |
[看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営状況等に関する調査結果（平成30年11月）](#) |
[選択的介護モデル事業](#) | [介護職員奨学金返済・育成支援事業](#) | [介護給付適正化の推進](#) |
[介護人材関連事業](#) | [東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業](#) |
[定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備促進に向けて](#) | [介護人材確保対策事業](#) |
[東京都訪問看護支援検討委員会報告書とOJTマニュアル](#) | [訪問看護推進総合事業](#) |
[喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について](#) | [東日本大震災関連情報](#) | [介護従事者向け研修](#) |
[介護職員処遇改善加算（現行加算及び特定加算）について](#) | [東京都介護職員キャリアパス導入促進事業](#) |

[高齢者施設](#) >

[令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（施設支援課）](#) |
[令和3年度高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業](#) |
[高齢者施設等の防災・減災対策推進事業](#) | [高齢者施設の施設整備費補助制度説明会](#) |
[新型コロナウイルス感染症 高齢者施設向け情報集](#) |
[新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（介護施設等へのご案内）](#) ※令和2年度で終了しました。
[【動画・教材】 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症予防](#) |

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > 高齢者 > 高齢者施設 > 介護医療院

> 介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式 > 変更事項及び提出先のご案内

- > 各区市町村事業者公募状況
- > 東京都特別養護老人ホーム施設整備等のありかたに関する検討委員会
- > 東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針
- > ユニットケア研修
- > 民間社会福祉施設サービス推進費補助事業
- > 介護人材対策関連事業
- > 高齢者施設の設置・運営基準
- > 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- > **介護老人保健施設**
- > 養護老人ホーム
- > 軽費老人ホーム
- > 都市型軽費老人ホーム
- > ショートステイ（老人短期入所施設）
- > **介護医療院**
- > 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）
- > 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
- > 様式（高齢者施設共通）
- > 事業者へのお知らせ（通知文書等）
- > 施設一覧

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

[東京都福祉局](#) > [高齢者](#) > [高齢者施設](#) > [介護医療院](#)

[> 介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式](#) > **変更事項及び提出先のご案内**

[音声読み上げ・文字拡大・色合い変更](#) [都庁総合トップページ](#)



日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어 Tiếng Việt Tagalog नेपाली
မြန်မာ Malay Indonesian ภาษาไทย Français Português Español

[サイトマップ](#)

キーワードを入力してください

[検索](#)



トップ

[分野別のご案内](#)

[施設案内](#)

[各種申請](#)

[調査・統計](#)

[職員募集](#)

[問合せ](#)

現在のページ [東京都福祉局](#) > [高齢者](#) > [高齢者施設](#) > [介護医療院](#) > [介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式](#)

介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式

[変更事項及び提出先のご案内 \(Excel : 29KB\)](#)

[お問合せフォーム](#)

運営、介護報酬の算定等に関するお問合せはこちらからお願いいたします。

変更許可申請・変更届

※「食費」及び「居住費」に係る金額の変更（増額等）については、以下の1から4の手続きが必要となります。

介護医療院

- [介護医療院の開設許可に係る手続きについて](#)
- [介護医療院整備費補助制度について](#)
- [介護医療院の耐震診断・耐震改修費補助について](#)
- [介護医療院の変更許可申請・変更届出等様式](#)
- [条例・規則・要領](#)

東京都への変更許可申請・変更届

令和6年5月

～ 介護医療院の変更許可申請・変更届の適用区分 ～

介護医療院に関する申請・届出の基準は以下のとおりです。

※施設運営担当への質問は、お問合せフォームからお願い致します。

事業種別	変更事項	変更許可申請	管理者承認申請書	変更届		備考
		別紙様式 第一号（九）	別紙様式 第一号（十）	変更届出書 （介護医療院）	変更届出書 （みなし通所リハ・ みなし短期療養）	
		施設整備担当	施設運営担当			
		03-5320-4266	https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1665534307616		03-5320-4264	
サ「医療院共・通事項」宅	○ 開設者の名称・主たる事務所の所在地・代表者氏名・生 年月日・住所・職名の変更			○	○	法人の称号、所在地又は代表者の変更等 で、法人所管官庁の認可を受けたものの届 出に限る。
	○ 施設（事業所）の名称及び所在地			○	○	
	○ 開設者の登記事項証明書又は条例			○	○	
	○ 事業所の種別				○	
	○ 事業所の平面図及び設備の概要	○				
	○ 事業の廃止、休止又は再開			○	○	

食費・居住費変更時の手続の流れ

- 1 施設支援課宛てに変更の根拠資料（積算根拠、近隣施設の費用）を提出
（フォーム：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1665534307616>）
- 2 施設支援課で根拠資料の内容を確認
- 3 （根拠資料の内容に問題がなければ、）施設支援課から施設に変更届（運営規程の変更）の提出を案内
- 4 施設が変更届（運営規程の変更）を提出
※「食費」、「居住費」の変更届はありません。「食費」、「居住費」の変更に伴い、運営規程が変更となるため、変更届（運営規程の変更）の提出が必要となります。

加算届について

加算届

 [届出必要書類一覧 \(Excel : 63KB\)](#)

 [令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式 \(介護医療院入所\) \(Excel : 950KB\)](#)

 [令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式 \(介護医療院みなし短期療養\) \(Excel : 776KB\)](#)

 [令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式 \(介護医療院みなし通所リハ\) \(Excel : 385KB\)](#)

 [R6介護報酬改定については、こちらをご覧ください。](#)

▶ [介護保険最新情報 \(厚生労働省通知\) については、こちらをご覧ください。](#)

▶ [介護職員処遇改善加算については、こちらをご覧ください。](#)

加算届について

加算届出必要書類一覧（赤枠に記載のない項目は東京都への届出不要。）

		届出事項	別添1-1 介護給付費算定に係る 報酬等状況一覧表	別添2 介護給付費算定に係る 報酬等に関する届出書	別添3-1	別添3-2	別添12-2	別添14-4	別添28	別添31	別添35	別添36
					介護医療院【Ⅰ型】の基本施設サービス費に係る届出	介護医療院【Ⅱ型】の基本施設サービス費に係る届出	認知症専門ケア加算に係る届出書	サービス提供体制強化加算に関する届出書	生産性向上推進報酬加算	介護医療院における重症認知症疾患療養報酬加算に係る届出	高齢者施設等対策策向上加算に係る届出書	施設（労働者）
介護医療院	1	【ユニット】Ⅰ型介護医療院 人員配置区分（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）			□	－	－	－	－	－	－	
	2	【ユニット】Ⅱ型介護医療院 人員配置区分（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）			－	□	－	－	－	－	－	
	3	【ユニット】特別介護医療院 人員配置区分（Ⅰ）			－	－	－	－	－	－	－	
	4	【ユニット】特別介護医療院 人員配置区分（Ⅱ）			－	－	－	－	－	－	－	
	5	夜間勤務条件基準			－	－	－	－	－	－	－	
	6	職員の欠員による療養の状況			－	－	－	－	－	－	－	
	7	ユニットケア体制			－	－	－	－	－	－	－	
	8	身体拘束防止取組の有無			－	－	－	－	－	－	－	
	9	安全管理体制			－	－	－	－	－	－	－	
	10	高齢者虐待防止措置実施の有無			－	－	－	－	－	－	－	

【東京都介護医療院お問合せフォーム】

東京都福祉局＞高齢者＞高齢者施設＞事業者へのお知らせ（通知文書等）＞～問合せ方法のご案内～ 【施設支援課／施設運営担当】

[お問合せフォーム](#)

加算に関するよくある問合せ

- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算
- ・ 理学療法（Ⅰ）

・高齢者施設等感染対策向上加算

【算定要件等】

＜高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）＞（新設） 10単位/月

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

＜高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）＞（新設） 5単位/月

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

【FAQ】

1. 加算Ⅰと加算Ⅱで併算定は可能か。

→可能

2. 併設医療機関でも算定可能か。

→可能

3. 加算（Ⅱ）について、実地指導（3年に1回以上）を受けていることが要件にあるが、令和6年4月以前に実地指導を受けている場合には、4月から加算を算定してもよいのか。

→令和6年4月以前に新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策として、医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業※において実施された実地研修を受けている場合は、実地指導又は実地研修を受けた日から起算して3年間算定可能。ただし、感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修であること。

※ 令和3年度、令和4年度「介護サービス類型に応じた感染症対策向上による業務継続支援業務」における感染症の専門家による実地での研修、令和5年度「感染症の感染対策及び業務継続（BCP）策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務」における感染症の専門家による実地での研修※令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）（令和6年3月15日の問133を参照）

・理学療法（Ⅰ）

【施設基準】

○人員配置

専任の医師及び専従する理学療法士がそれぞれ1名以上勤務すること。ただし、医療機関と併設する介護医療院の理学療法士については、サービス提供に支障がない場合には、理学療法士が常勤換算方法で1人以上勤務することで差し支えない。

○設備（一部抜粋）

治療・訓練を十分実施し得る施設を有しており、当該専用の施設の広さは介護医療院については100平方メートル以上、併設型小規模介護医療院については45平方メートル以上とすること。なお、専用の施設には機能訓練室を充てても差し支えない。

【FAQ】

1. 医療病棟で勤務しているリハビリ職員が医療病棟と介護施設との兼務はできるのか。

→加算要件としては、常勤専従のスタッフの配置が必要ですが、サービス提供に支障がない場合には、非常勤職員を常勤換算して配置することは可能です。

2 事故報告

2 事故報告（施設の事故報告について）

【報告が必要な事故（区市町村に報告する事故）】

報告を要する事故については、区市町村がそれぞれ定めており、その定めに従って報告することになります。なお、都においては「介護保険事業者における事故報告取扱要領」により、「事故の範囲」の例について、次のスライドのとおり区市町村に示しています。

（事故の範囲）

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

一 原因等が次のいずれかに該当する場合

- （1）身体不自由又は認知症等に起因するもの
- （2）施設の設備等に起因するもの
- （3）感染症、食中毒又は疥癬の発生
- （4）地震等の自然災害、火災又は交通事故
- （5）職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合
- （6）原因を特定できない場合

二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- （1）利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- （2）利用者が経済的損失を受けた場合
- （3）利用者が加害者となった場合
- （4）その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

一 比較的軽易なけがの場合

2 事故報告（施設の事故報告について）

【報告が必要な事故（東京都に報告する重大な事故）】

重大な事故とは、以下のような事故をいいます。

- （１）入所者および利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合
- （２）食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
- （３）その他、施設運営にかかる重大な事故等が発生した場合

（参考 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の都への連絡等）

感染者が10名以上発生した場合には、区市町村のほか、東京都にも御連絡いただくよう、お願いいたします。なお、入所者又は利用者の死亡等の重大な事故に発展した場合にも、同様に御連絡ください。

2 事故報告（施設の事故報告について）

【報告が必要な重大な事故の例】

- 死亡事故（看取り期や病気によることが明らかな場合は除く）
- 転倒・転落、骨折等の施設内の事故に起因して入院した場合
- 薬の誤与薬、誤嚥等、危険性の高い事故
- 入所者の離設、無断外出
- 感染症や食中毒の発生（感染者等が10名以上発生した場合）
- 虐待にあたる行為が認められた場合
- 犯罪行為・重大な法令違反
- マスコミによる報道が予想される事故
- 不正会計処理、個人情報流出等、施設運営上の重大事故

・ 注意事項

- ・ 近年様々なSNSが普及し、誰でも簡単に情報発信をすることができる。
- ・ 施設に関する公表していない情報や、業務上知り得たことを個人的に発信することは不適切。特に、利用者の個人情報（顔写真含む）の取扱いには注意が必要
- ・ ひとたびインターネット上に拡散された情報は、消去が困難
- ・ 施設や法人に対する信頼を大きく損なうことになる

→若年層や外国にルーツのある職員にも施設内の勤務上のルールを正しく理解していただけるよう、研修等の機会を捉えて周知徹底をお願いします。

2 事故報告（施設の事故報告について）

【都への事故等の報告先】

東京都福祉局＞高齢者＞高齢者施設＞事業者へのお知らせ（通知文書等）＞施設サービスに関するお問い合わせ・事故報告書の提出

[事故報告書提出フォーム](#)

御清聴ありがとうございました